

議案第8号

沼田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例について

沼田市建築基準法関係手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月24日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

沼田市建築基準法関係手数料条例（令和7年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の表中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に、「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。